

令和2年第4回(6月)大郷町議会臨時会会議録第1号

令和2年6月29日(月)

応招議員(14名)

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	赤間茂幸君	4番	大友三男君
5番	佐藤千加雄君	6番	田中みつ子君
7番	熱海文義君	8番	石川壽和君
9番	和賀直義君	10番	高橋重信君
11番	石垣正博君	12番	千葉勇治君
13番	若生寛君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中	学君	副町長	武藤	浩道君
総務課長	浅野	辰夫君	財政課長	熊谷	有司君
地域整備課長	三浦	光君			

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、次のとおりである。

教育長	鳥海	義弘君	参事(特命担当)	千葉	伸吾君
まちづくり政策課長	伊藤	義継君	税務課長	小野	純一君
町民課長	千葉	昭君	保健福祉課長	鎌田	光一君
農政商工課長	高橋	優君	会計管理者	片倉	剛君
学校教育課長	菅野	直人君	社会教育課長	千葉	恭啓君

事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 高橋 将吾

議事日程第1号

令和2年6月29日（月曜日） 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第4回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本町にとって未曾有の大災害となりました令和元年東日本台風災害を踏まえて、今後の復興の在り方やまちづくりの方向性を示した大郷町復興再生ビジョンを本日開催の災害復興推進本部会議において正式に決定をさせていただきました。この復興再生ビジョンは政策審議会の答申に基づいて作成されたものであり、議会の災害対策調査特別委員会からも御意見を頂戴いたしております。その最終案については、先日の議員全員協議会でお示したところでございます。今後はこのビジョンに基づき、迅速果敢に本町の復興再生に向けた各種政策を、先見性を持って総合的かつ計画的に推進してまいります。また、この災害で得た貴重な経験と教訓を次世代に継承し、町民の災害に対する防災意識の高揚を図るため、10月13日を大郷町民防災の日と定めたものとするものであります。毎年、この日の前後に大郷町総合防災訓練を実施してまいりた

いと考えております。本日は被災した滑川の河川災害復旧工事2件の仮契約が整いましたので、工事請負契約の締結について議案を提出させていただきます。そのほか繰越事業であります、町営住宅高崎団地第5工区の新設工事につきまして、土工事等の変更要素がありますので、工事請負変更契約の締結についてを御提案させていただきます。以上、今臨時会に工事請負関係の議案3件を御提案申し上げますので、慎重審議の上、全議案を御可決賜わりますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により6番田中みつ子議員及び7番熱海文義議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第3 議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） おはようございます。議案第46号の提案理由について御説明を申し上げます。議案書1ページをお開き願ひます。

議案第46号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 令和元年度（繰）元災第32055号
滑川河川災害復旧工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契約金額 一金 99,770,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
9,070,000円)
- 4 契約の相手方 大崎市古川小野字馬場25番地の1
我妻建設株式会社

令和2年6月29日提出

大郷町長 田 中 学

議案第46号につきましては、令和元年度（繰）元災第32055号滑川河川災害復旧工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものです。

はじめに、工事概要の説明申し上げます。工事内容としては、復旧延長L=299.8m。護岸工（コンクリートブロック積）A=1,148㎡。張芝工（野芝）A=580㎡となっております。本件については、設計金額が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和2年5月29日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議におきまして設定した主な入札参加条件は、土木一式の承認格付けAランクの者で、建設業法に規定する経営事項審査結果の土木一式の総合評定値が850点以上であること。入札公告日において、宮城県内に本店又は本店から委任を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。雇用関係のある監理技術者を工事現場に専任で配置できること。平成27年度以降に元請として国又は地方公共団体等から受注し、引渡し完了した土木一式工事の施工実績を有することとしたところでございます。その後、6月3日に、建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、6月10日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した、我妻建設株式会社を含め3者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、6月19日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、予定価格9,874万2,000円、低入札調査基準価格8,814万8,958円に対し、最低入札価

格は、我妻建設株式会社の9,070万円で、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、9,977万円として、6月24日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、令和3年3月26日までとしております。

以上で議案第46号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 総延長約300メートルの護岸工事ということで、コンクリートブロック積ということなのですが、これ相当金額も約1億円ということで、工事費も大分大きい金額になっているのですが、このコンクリートブロック以外の護岸工事のやり方というか、行い方というのはそういうものは検討されたのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。復旧工法につきましては、現況の前後の復旧工法と同じような復旧工法を行う場所もございます。また、ほかの箇所につきましても工法の検討はしてございますが、今回はブロック積みでの復旧ということでございます。

議長（石川良彦君） 4番大友三男議員。

4番（大友三男君） これ、滑川というところなんですけれども、これ毎年台風と言わず、梅雨時期の大雨でも必ずと言っていいほど護岸が崩れて、毎回毎回工事を毎年行っているような地域なんですけれども、今後こういうものが続くと思うんですけれども、そうしたときに災害を復旧というのは是非迅速にやらなければいけない工事なんですけれどもね。これ今後さらにかさむということが想定できる中で、やはりその、いくらかでも予算的に、経費的に節約できるような方法。例えばですよ、これ人の地域をだすのあれなんですけれども、私が確認している、確認しているというかその地域の行政に行って確認したわけではないんですけれども、富谷市の西成田地区なんか去年の台風被害やつで護岸工事している中で籠積みというのですか。ああいうものやっているのですけれども、籠積みとコンクリートブロックの工事はどのくらいの工事費用の差が生れるのか。分かればお知らせしていただきたいのですけれども。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。今手元に資料等ございませんので、申し訳ございません。

議長（石川良彦君） 4番大友三男議員。

4番（大友三男君） やはり、今後工事費や何かでもね、やはり、どんどん見直しして行って、できるだけ経費がかからないで、同じ強度のものをやはり考えていくべきだと思うのです。そうした中で、籠積みなり何なり強度的に変わらないのであれば、そういうものも今後検討していく必要があると思うのですけれども。その件に関してもう一度答弁ください。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。災害復旧につきましては原型復旧でございます。その箇所ごとに応じました復旧方法で今後進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、財源についてですが、県の多分、川を、町が管理をお願いされているということで今回の予算設定になるかと思うんですが、最終的に負担はどのような形になるのか。それからですね、先日の全員協議会でお話しましたが、今、大友議員からもお話されましたが、この川は本当に大きな雨なり、そういういろんなことが起きると、まず、この川が氾濫する、あるいは傷むということで工事が繰り返されているわけですが、その前段となる、いわゆる県が開発許可した、その辺に大きな問題があるのではないかとということで、県が開発する場合に条件を付けて、いろいろ条件が果たして履行されているかどうか、町が定期的に巡回して、その、万が一に備えた場合のまず県の開発を許可する場合の条件をクリアーしているかどうか、それをチェックする必要があると思うんですが、今回、こういう災害に至る以前にどういうチェックがされているのか。例えば定期的にやっているとか、その辺の状況についてもどうだったのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） まず、財源でございますが、今回の災害につきましては国災対象でございます、国庫補助が議会のほうで御可決いただいておりますが、88%が国からくる財源でございます。その残につきましては地方債を充当することになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。まず。災害復旧につきましては、県から移管受けた箇所ではなくて、あくまでも町としての河川の災害復旧でございます。また、開発関係につきましては、県許可以前に町のほうで事前に協議を行いまして、条件を付して、県のほうでの許可

になっていると思います。開発後の巡回については随時パトロールはしてございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） 最終的に県が許可しようとも、町のいわゆる町有の…、町にいわゆる住所があるわけですから、そういう点で県が許可した場合の条件ですね、どの程度のパトロールをされているか分かりませんが、その辺がどうも若干手落ちになっているのではないかと。このような狭い川がすぐに溢れるということも、やはり、そういう点では開発の悪い意味での影響なのかなと私なりに思うのですが、その辺、厳しく押さえておかないと開発された方々は県の条件に快く返事しても果たしてそれが履行されているかどうか、どうもその辺に、我々一般町民は疑問を持っているのが多いと思うのですよね。そういう点で、ただ、パトロールをやるのではなく、どういう条件があったのか、それが履行されているかどうか、きちんと定期的に巡回して、未然に防ぐような努力はやはりする必要があると思うんですが、それは町でやるべき仕事でない、県でやることだとなるのですか。町でそういうことはできないのですか。やるべきだと思うのですが。それからですね、先ほど財源について 88% が国、残りの 12% が地方債ということですが、いわゆる町からの負担というのは最終的にいくらくらいになるのか、その辺、なしと置いていいんですか。全部地方債の財源の支払いは地方交付税で見られると理解していいんですか。それとも 1 割は、やはり町の負担になるのか。その辺についてお聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） はじめに答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。開発にあたりましては、県のほうで許可してございまして、県のほうでパトロールということだけではなくて、県と町が一緒になってパトロールしていくべきものと考えてございますし、今後もそういった対応をしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 地方債につきましては、後年度の元利償還に対しまして交付税措置されるわけでございますが、それにつきましては、その財政力によりまして毎年度流動しているものでございまして、四十数% から八十数% の間での交付税措置ということを予定してございます。

議長（石川良彦君） 12 番千葉勇治議員。

12 番（千葉勇治君） そうすると 5 割近くは、地方債のうちの 5 割近くは、町の手出しということと理解していいのですよね。それから、その辺につい

てもう一度財政課長から答弁…、それから町長にお聞きしたいのですが、町長も就任当時なんでこんな開発を許したんだと大分怒りがあった記憶を、私持っているのですが、やはりその裏づけとして、県に厳しくその辺の二次災害が発生しないような対策を求めるべきだと思うんですが、町長の掛け声も、やはり、大きな、職員なり県の職員なども含めた動く力になるのかなと、力というか、そういうきっかけづくりになるのかなと思うのですが、町長の姿勢について一言お聞きしておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、毎年度の財政力によりまして変動してきますので、さきほどの範囲内となるものでございます。いくらということでは明確には…、その前後ということになりますので、その年度、年度ごとによって財政力が変わってきますので、その年度で充当率が変わってくるというようなことでございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 思い切った河川改修事業でもやることによって、今回の水位の3倍くらいまで耐えられるような、そういう治水対策でも講じていけばいかなものなのかなと思います。その前に開発に伴うお話がございましたが、私の考え方ももちろん左右されますが、せっかく設置している開発審議会の機能がどうも低下しているのではないというふうに私考えているのですが、いかなもののでしょうか。もう少し厳しいチェックをしていただいて、我々行政にどうしても開発は許せないということであれば、これは十分考えなければならぬ内容になるわけですが、大分、そちらこちら見渡しても途中でなげているような開発が目につく。この辺などもしつかり、議会などの審議委員としての方が何人か入っているはずでございますので、しっかりとした御指導を賜りたいなというふうに思います。（「まだ、答弁ないっちゃ、町長の掛け声で…くれと県の許可やっているかどうか」声あり）今、申し上げたとおり自分も滑川の治水対策もこれも然り、味明川も然り、上流部開発が進んでいるその影響を受けている河川が町内に何カ所もある。川北に行けば大松沢の河川もそういう一部ございます。今後、そういう意味で県とも協議を進めながら、治水対策に力を入れてまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。13番若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） この間の全員協議会での説明では、町内にこの仕事に関して、入札に資格のある業者が 4 社あるということでございましたが、今回たまたま、1 社が入ったわけなのですが、事前辞退というなかなか業者の方に参加もしてもらえない。仕事を取ってもらえないという状況でございますが、今回、事前辞退という形でございますが、この事前辞退の理由については、どのような理由で辞退になったのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 事前辞退の理由ですが、自社の都合ということですが、内容を確認しましたところ、監理技術者を専任でこの工事現場に設置義務がございましたので、それにつきましては、別な団体のほうに、両方にエントリーしてございまして、いわゆる、そちらのほうが入札で落札したというようなことで、こちらをとるわけにはいかないと。複数となりますと、専任できなくなるものですので、それによりまして、辞退となったということでございます。以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

13 番（若生 寛君） それだけの、人が手配できないという、随分小さな会社なのかなと。それほどの余裕がないのに、何というのかな、一応申し込んだということにちょっと疑問を生じるころもあるのですが、やはり、町内、いろんな機会を捉えて建設業界の方々にも、何とか町内の業者にとれるような体制を云々という話しをされるわけでございますが、町として、業者の方々にこういう仕事あるから入札何とかというようなお願いという形はとっていないのでしょうか。その辺お聞きします。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 今回の一般競争につきましては、ホームページのほうに一般競争入札の公告をしてございましたので、それによりまして、町内業者だけでなくて県内の業者、あと県内に支店等を有する業者ということで、条件を付してございますので、町内の業者様も、それはごらんになっていて、今回エントリーするかしないかは事業者の判断だと思われま。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、議案第46号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 議案第47号の提案理由について御説明を申し上げます。議案書2ページをお開き願います。

議案第47号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大郷町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和元年度（繰）元災第32060号
滑川河川災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 85,800,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
7,800,000円) |
| 4 契約の相手方 | 黒川郡大郷町粕川字大檀原40番地
株式会社大郷建設 |

令和2年6月29日提出

大郷町長 田 中 学

議案第47号につきましては、令和元年度（繰）元災第32060号滑川河川災害復旧工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところに

より議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、工事概要の説明をいたします。工事内容としては、復旧延長L=256.3m。護岸工（コンクリートブロック積）A=725 m²。植生工（野芝）A=300 m²。表層工（再生密粒度 As20F t=5 cm）A=43 m²となっております。本件につきましては、設計金額が5,000万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、令和2年6月11日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議において設定した主な入札参加条件は、土木一式の承認格付けBランク以上の者で、建設業法に規定する経営事項審査結果の土木一式の総合評定値が700点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店又は本店から委任を受けた支店等を有すること。一般建設業の許可を有していること。雇用関係のある主任技術者を工事現場に専任で配置できること。平成27年度以降に元請として国又は地方公共団体等から受注し、引渡しが完了した土木一式工事の施工実績を有することとしたところです。その後、6月12日に、建設工事条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、6月18日、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した、株式会社大郷建設1者から申請があり、要件判定の結果、適格者であると判定し、この旨通知の上、6月24日に入札を執行いたしました。入札の結果ですが、予定価格7,964万7,000円、低入札調査基準価格7,096万8,583円に対し、入札価格は、株式会社大郷建設の7,800万円で、契約金額を消費税及び地方消費税の額を加算した、8,580万円として、6月26日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、令和3年3月26日までとしております。

以上で議案第47号の提案理由についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。

4番（大友三男君） 入札の関係で、1社の入札で落札ということなんですけれども、この前の議案の関係からすると落札率が、前のやつは91.9%。今回提案の部分は97.9%。これは極端な話をすると競争原理が働かなかったからこのくらいの高い落札率になったのかなと私捉えているんですけども、以前から、もう3年以上も前から、1者入札が相当数あって、いろいろ私も問題視して、これ何とかできないのかと全く競争原理

働いていないのだと。最低でも2者以上の入札を出来るようにいろいろ検討すべきでないかというような意見をずっと申し上げてきた経緯があって、未だに、またこういう状況が出ているのですけれども、あくまでも、入札に参加する業者の問題だという答弁も何回か受けています。ですけれども、3年以上前から私指摘してきている中で、未だにこういう状況が続いているのですけれども、これ何とか対策を講じるというようなお考えはないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） この件につきましては、以前から大友議員からいろいろ御指摘をいただいているところでございます。それで、県のほうにも確認をしてございまして、県では実際どうなのということで確認をしたところ、県でも、1者でも一般競争入札は執行しているというようなことで、いわゆるエントリーしている業者があれば、それは入札が成立するというようなことでございますので、今後は他市町村がどのようになっているか、それらの状況を、確認をした中で、今後どのようにすべきか検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございせんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） この工事の技術者についてお伺いしたいのですが、入札条件として監理技術者、それからもう一つは主任技術者、この二つが入っておられますよね。前が監理でございました。その中で金額的には同じような7,000万、8,000万円の数字であります。この中で、建設業法第26条あたりを見ますと、4,000万円を超えるものについては監理技術者だと。それから4,000万円以下は主任技術者でもいいよというような、そういう建設業の法律があると。そういう関係から、今回、このものが7,000万円を超えている、金額でどのように考えてこれを行ったのか。それともう一つ、先ほど、監理技術者が二股をかけるというのは悪いのですが、こちらとこちらを2つの入札に掛けて、こちらがいいからこちらにしようと。こちらを断ったということ。これは非常に入札というものについて問題ではないのかとそのように私は感じました。たとえば入札の段階において事前にそういうものが分からないのかどうか。申請時点で。

議長（石川良彦君） 石垣議員。46号議案ではなくて47号議案についての質疑をお願いします。

11番（石垣正博君） はい。主任技術者が例えば、それが入札でかけているのかどうか分からない状態なのかどうか。それを含めてお伺いを申し上げます。

す。

議長（石川良彦君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 石垣議員に答弁させていただきますが、石垣議員が申されたとおり、主任技術者と監理技術者の違いというのは4,000万円以上の下請けを出せるものにつきましては、監理技術者を専任しなければならない。それ以下の分につきましては主任技術者でもいいよと。ということは、いわゆるほかの下請けに出す場合は監理技術者並びに特定建設業の許可を有している事業者でないとそれは入札には参加できないということになってございましたので、それで、今回につきましては、今回提案の47号の案件につきましては、主任技術者での専任をしていただくということで、いわゆる工法的にブロック積工の下請けまでですね、4,000万円以上の工事を下請けするまでに至らないということで、今回、それにつきましては主任技術者でいいだろうということでの条件設定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石垣正博議員。

11番（石垣正博君） あまり分からなかったのですが、内容を調べてみたいと思いますけれども。先ほど、話変わりますが、先ほどの話で出ました、今のその復旧工事というものが、要するに復旧するだけのものだと。原状復帰というような話でありますけれども。そうすると今まで再度同じところやられて、またそこを同じように直すのでは何の進展もない。それでは同じような税金を使ってどんどんそのまま進むんでは、これはいくら税金あっても足りないよな。そういうことですよ。例えば、今回土橋の、あそこの勘兵衛、これは直す予定ですよ。それもこの工事に……、これには入っていませんけれども、そういうことだとね、例えばですよ。あそこは大雨ですっかり3,000万円かけてやっているのですよ。それがまたやられた。今回の台風で。そうするとまたその金をかけるわけですよ。2重にかける。例えばあそこ、あの水が、富谷のほうからくる水が、中村沖のほうに流していれば、そういう崩れはなかったんじゃないかなと私は思いますね。例えば、越流提みたいなのを造る。堤防ではないんだけど、くろうね。それから田んぼダムというような話もありましたが、水口を造って、大雨の時はそこを開けて下の方に流すと。ひと手間かけることによってそういう工事というのができるんじゃないかと私は素人ではありますが、そのように考えるんですね。そういうひと手間をかける工事、やっぱり大郷として、今からやっていくべきでないかと。じゃないといつまでも同じことやっている。大郷はひと手間

かけているんだな、そういうことが私は大事だと思うんですね。その辺
お願いを申し上げたいと思います。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。災害復旧につきましては、原則原型復旧でございます。また、災害復旧箇所につきましては、直接の原因が、例えば、先ほど土橋の件もお話されましたけれども、あそこにつきましては、道路の部分に降った雨が問題ではなくて、そこまでくるまでの水の処理が原因の部分もございまして、いくらその場所を直したとしても、元となるものを突き詰めて、そちらを対応していかないとだめな部分もございまして、それは、その場所だけでなくて全体を見た中で今後対応していきたいと考えております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のですね、入札結果の表を見ておりますと、条件付一般競争入札に参加された業者が1者だと。その1者でこの結果が出たということですが、少なくとも大郷にはBランク以上の会社が8社あるということで、そういう場合に、町として例えばある一定の期日まで1者しかなかった場合にもう少し働きかけをして、せめて、町内の方々に何とか入札に参加してくれないかというような働きかけは出来ないものなのか。この制度の中で、その辺についてどういう努力をされているかですね。状況をお聞きしたいなと思うのですが、どうなんですか。

議長（石川良彦君） 財政課長。

財政課長（熊谷有司君） 先ほど大友議員のほうに答弁させていただいたのと同じでございますが、町のホームページで公告してございますので、誰々者がまだ申し込みないのでというようなことで、うちのほうで呼びかけとか、それはしてございません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） いわゆるホームページで既に公募しているのだから、せめて町内の方々にぜひということにはできないということは法的に問題あるのですか。町としてそれくらいの対応できないものかなと、浅はかな考えるものなのですが、無理なんですか。

議長（石川良彦君） 再度答弁願います。財政課長。

財政課長（熊谷有司君） いわゆる、先ほど言ったとおりでございますので、何度もということは町としては、今はしてございません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

議長（石川良彦君） 次に、日程第5 議案第48号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） おはようございます。議案第48号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。

議案第48号 工事請負変更契約の締結について。

令和2年2月4日議決、同日締結令和元年度大郷町高崎団地新築工事（第5工区）請負契約事項の中、下記のとおり変更契約したいので、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 変更なし |
| 2 契約の方法 | 変更なし |
| 3 契約金額 | 「50,050,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,550,000円）」を「50,770,500円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,615,500円）」に変更。 |
| 4 契約の相手方 | 変更なし |

令和2年6月29日提出

大郷町長 田中 学

提案理由を御説明申し上げます。

当該工事は、公営住宅整備事業における令和元年度大郷町高崎団地新築工事（第5工区）でございます。工期は令和2年8月31日までと設定しております。

主な変更の内容でございますが、外構工事における雨水排水につきまして、当初設計では玄関脇に豎樋設置による処理としておりましたが、水たまりが発生する可能性が高いことから、雨水桝に接続するまでの管渠工事費を増額するものです。次に、機械給水設備工事における給水取り出しにつきまして、敷地に対しφ25mmの取り出しが1カ所となっておりますが、2世帯分の住宅建設であり、それぞれに引き込みが必要であることから、その引き込み並びに止水栓工事費を増額するものです。次に、土工事につきまして、他工区での建設発生土を、現場での敷き均しなどに流用すべく確保しておりましたが、今回工事で数量が確定したので、その処分運搬費を増額するものです。その結果、原請負代金額5,005万円に対し、変更請負代金額5,077万500円となりまして、72万500円の増額、率にしまして1.4%の増となっております。なお、本工事につきましては、7月末で工事完了の見込みでございます。

以上御説明申し上げました、議案48号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。13番若生 寛議員。

13番（若生 寛君） 今回、雨水処理工関係に關しての工事の追加でございますが、既に完成している建物等について、そのような雨水の問題は発生していないのか。そこをお聞きします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。発生してございません。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。はい。高橋重信議員。

10番（高橋重信君） 発生していないということなのですが、これは、竣工検査でとおらないものなのか。あるいは、とおるんであれば当初の計画とおり、要は、平成28年度の12月あたりでしたかね。プラモデル、模型が、町営住宅のやつを拝見させていただいたわけなのですが、要は、このね、節約という話も先ほどから出ていますが、要は、滑川ね、299メートルとか256メートルですか。この距離から見ただけ圧縮できないものかなど。要は、この間の災害用地として4,200万円に大分激

しい反対討論もあったわけなのですが、できるだけ有効にするために当初のものでできないのかどうか、あるいは、竣工検査がとおらないのであれば、格安のものにできないものか。その辺答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） はい。お答えいたします。今回変更上必要なものについての計上でございます。

議長（石川良彦君） 重信議員。要約してお願いいたします。

10 番（高橋重信君） 要は、無償でいただいたこの土地、最終的にですね、当初 11 億 3,000 万円ですか。これが最終的にですね、先ほどの質問の中で町負担どのくらいかかるんだと。その辺ね。もし…、

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。議案に沿った質問をお願いいたします。

10 番（高橋重信君） はい。最終的にね。どのくらいこの団地に金がかかるのか、その辺答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 変更契約についての質問にしてください。

10 番（高橋重信君） 5,000 万円を加えることによってどのくらいの最終的な金額になるのか。

議長（石川良彦君） 5,000 万円ではないですよ、変更分は。追加は 72 万円の追加です。

10 番（高橋重信君） 72 万円の追加だけど、最終的にこの事業をやることによってどうなったのか、その金額を合わせてお願いします。

議長（石川良彦君） 72 万円の説明はしたのですが、ほかにどこを求めるのですか。具体的をお願いします。

10 番（高橋重信君） 要は、町民の方が被災関係で、いろんな形でいろんな議論をしているわけですよ。議会の中でどういうふうになっているか。

議長（石川良彦君） 簡潔明瞭をお願いします。

10 番（高橋重信君） それで高崎団地も、いろんな方々が見学に行っていてどうなっているのだという声がよくされるものですから、この場をお借りして最終的にどのくらいの事業費になるのか答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 議案に対しての質問にとどめてください。

10 番（高橋重信君） 関連しているわけですよ。この事業に対して。

議長（石川良彦君） なければ、質問はないということにしますけれども。

10 番（高橋重信君） 議長。この事業、高崎団地というものに関して、関連しているわけですよ。何も違うところの団地の話を私が質問しているわけではないです。もしできるのであれば答弁お願いします。今できないのであれば後でもいいし。

議長（石川良彦君）　ということなので、あとで個別に聞いていただければと思います。

ほかにございませんか。ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第48号　工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君）　起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議長（石川良彦君）　以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて令和2年第4回大郷町議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前　10時54分　閉　会

上記の会議の経過は、事務局長　遠藤龍太郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　長

署名議員

署名議員